



建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図るための建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

## 令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

### I 建退共のCCUS活用への完全移行

**建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進**

- ・令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ
- ・令和3年度から、**CCUS活用本格実施**
  - >公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等**履行強化**
  - >民間工事では、業界において、掛金納付・**充当の徹底を促進**
- ・令和5年度からは、民間工事も含め、**CCUS活用へ完全移行**
- ・経営事項審査での**掛金充当状況の確認方法の見直し**

### II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

・令和2年10月からの**作業員名簿の作成等の義務化**に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においても**CCUS活用を原則化**

### 建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- 専門工事業団体等が職種別の職長(Lv3・4)や若年技能者(Lv2)の**賃金目安を設定し**、下請による**職長手当等マネジメントキーの見積りへの反映**と元請による**見積り尊重**を促進・徹底
- CCUS能力評価と連動した専門企業の施工能力見える化開始

### III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

- ・令和2年度は、**国直轄**の一般土木工事(WTO対象工事)において、
  - >**CCUS義務化モデル工事**（発注者指定・目標の達成状況に応じて**工事成績評定にて加点/減点**）を試行
  - >**CCUS活用推奨モデル工事**（**受注者希望**・目標の達成状況に応じて同評定にて**加点**）を試行
- ・このほか、地元業界の理解を踏まえ、**Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行**を検討
- ・地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に**積極的な取組を要請**するとともに、**入契法に基づく措置状況の公表、要請**等のフォローアップ
- ・上記取組と併せ、**業界は加入促進**に積極的に取り組む
- ・令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、Iと連動して**公共工事等での活用を原則化**

### 更なる利便性・生産性向上

- CCUSの情報セキュリティ強化と**人材引き抜き防止**策
- 発注者によるCCUS閲覧等**による事務効率化、書類削減
- CCUSと連携した**施工実態の把握・分析**による労働生産性向上の研究
- CCUSによる**勤怠・労務管理機能強化**や**顔認証入退場への活用促進**
- 令和4~5年度までにCCUS登録と**安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化**（マイナポータルとの連携）

以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに**「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ**

## 建退共

令和2年度～

夏頃  
運用通知等改正  
10月から  
電子申請  
試行

令和3年度～  
CCUS活用電子申請の本格実施  
公共工事における掛金充当等に係る  
履行強化と経審評価  
民間レベルでの掛金充当の徹底  
(業界による自主的な取組を含む)

原則化フェーズ

令和5年度～

民間工事も含め、  
CCUS活用へ完全移行

## 作業員名簿

10月からの作業員名簿の義務化に併せて、  
労働者の現場入場時の社会保険加入状況の確認におけるCCUS活用を原則化

## 国直轄 発注

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事を試行  
地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外の推奨モデル工事の検討

令和5年度からの建退共のCCUS完全移行と連動した公共・民間工事でのCCUS完全実施に向けて、段階的に対象工事を拡大

## 地公体 発注

先進県で総合評価等で加点

先進事例を参考に積極的な取組を要請  
入契法に基づく措置状況の公表、要請

あらゆる工事における  
CCUS完全実施

## 民間発注

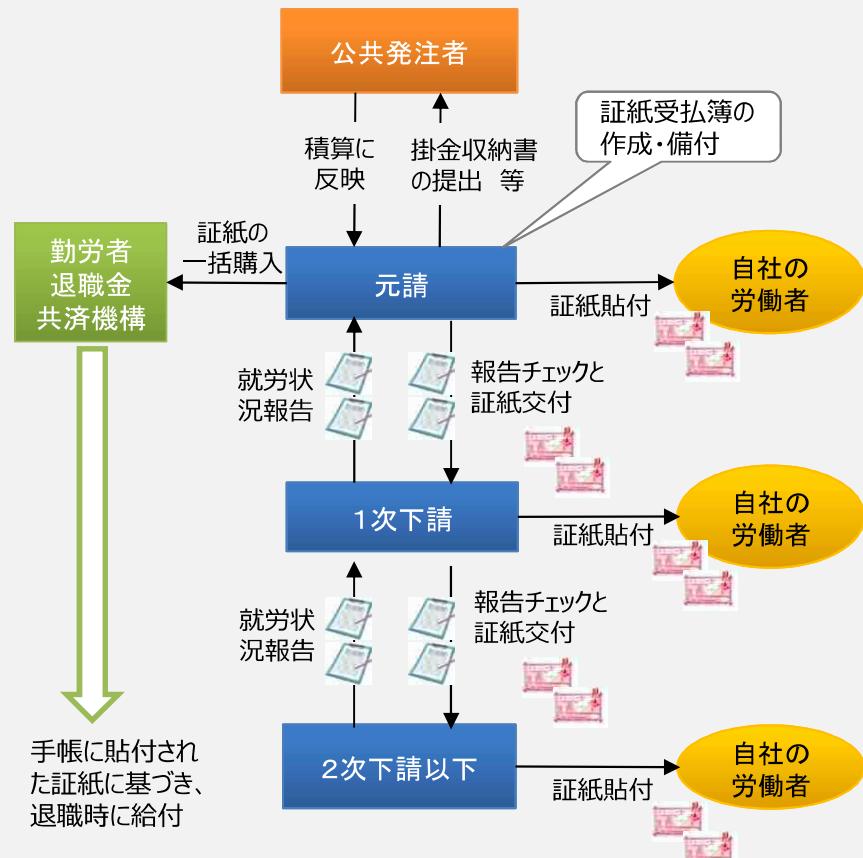
建退共CCUS完全実施に向けて  
積極的な取組を要請

# 建退共のCCUS活用への完全移行

令和3年度から、技能者本人自身がCCUSに蓄積した就労履歴データを活用した電子申請を本格実施し、令和5年度からCCUS活用に完全移行することで、対象労働者の就労実績を漏れなく建退共退職金の掛金充当につなげ、透明性も向上させる。

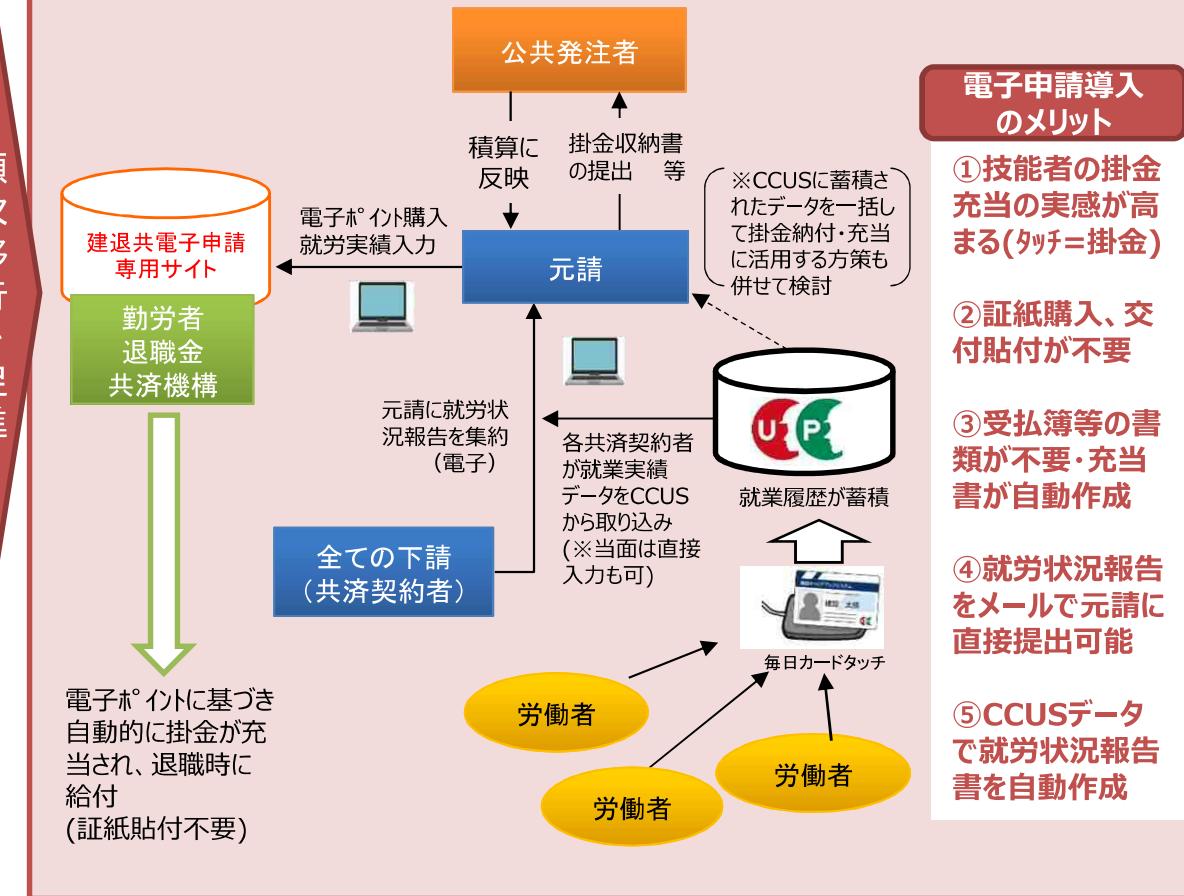
## 現行方式(証紙受払の書面管理)

- 現行の証紙方式では、数次の下請に雇用される一人一人の技能者への証紙の確実な交付・貼付には限界があり、充当状況も正確に確認できないため、公共工事の積算で財源措置されていながら、**掛金充当が不徹底**
- 民間工事で働く労働者への**掛金充当はさらに不徹底**



## CCUS活用電子申請方式

- 対象労働者の就労実績を確実に掛金充当につなげるため、**カードタッチでCCUSに蓄積された就業実績を掛金充当に活用することを原則化**
- 令和3年度から電子申請を本格実施し、**公共工事での活用を徹底しつつ、令和5年度からは民間工事も含め、CCUS活用に完全移行**



### 電子申請導入のメリット

- ①技能者の掛金充当の実感が高まる(タッチ=掛金)
- ②証紙購入、交付貼付が不要
- ③受払簿等の書類が不要・充当書が自動作成
- ④就労状況報告をメールで元請に直接提出可能
- ⑤CCUSデータで就労状況報告書を自動作成

# 公共工事における建退共の履行強化について

対策の考え方

- 令和3年度以降は、掛金充当の確実性と透明性が向上するCCUS活用電子申請方式を推奨し、併せて証紙方式についても、掛金納付額と充当状況にかかる履行確認を強化。必要に応じ、許可行政庁も指導等
- 受注者は、発注毎に、CCUS活用電子申請方式か、証紙方式か、いずれか一方を選択する
- 辞退届による辞退は、明確な根拠がない限り認めない運用とする(CCUS活用の場合、根拠は確認済み)

## 履行強化策のポイント

	①CCUS活用電子申請方式	②証紙方式(履行強化後)				
契約時	<p>発注者は、就労予定の建退共<b>対象労働者数</b>に比して事前掛金納付額が妥当であるかどうかについても新たに確認する</p>	<p>○掛金収納書に、新たに<b>掛金購入額の根拠</b>を記載し、契約後1ヶ月以内に提出            ○その際、<b>証紙方式か電子申請方式の別</b>を明らかにする            (※CCUSの登録・活用が100%である場合、掛金は、事前納付によらず、工事進捗に応じて納付することも可能とすることを検討)</p>				
完成時	<p>発注者は、工事ごとに、対象労働者に掛金が適切に<b>充当されたかどうか</b>を新たに確認するとともに、必要に応じ、<b>許可行政庁の指導等</b>も行う</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(CCUS利用が高い場合)</th> <th>(CCUS利用が低い場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○発注者は、掛金の充当実績を<b>簡易に確認</b></td> <td>○発注者は、掛金の充当実績を<b>特に注意して確認</b></td> </tr> </tbody> </table>	(CCUS利用が高い場合)	(CCUS利用が低い場合)	○発注者は、掛金の充当実績を <b>簡易に確認</b>	○発注者は、掛金の充当実績を <b>特に注意して確認</b>
(CCUS利用が高い場合)	(CCUS利用が低い場合)					
○発注者は、掛金の充当実績を <b>簡易に確認</b>	○発注者は、掛金の充当実績を <b>特に注意して確認</b>					
完成後	<p>○掛金充当実績のデータを一定期間<b>電磁的に保存</b></p>	<p>○掛金充当実績(工事別証紙受払簿等)と、全ての下請からの就労報告等を<b>一定期間備付け</b></p>				

※公共発注者は、建退共対象労働者の確認等のために、必要に応じて、作業員名簿の情報も併せて確認（システムを改修して施行）

以上を通じて、建退共の受託事務に関して元請が著しく不適切な処理を行っていることを発注者が把握した場合、適宜指導、必要に応じ、許可行政庁に通知し、許可行政庁は、指導・助言・勧告等の措置を講じる



# 12-I.CCUSを活用した建退共事務の効率化

## 建退共証紙請求事務の現状

下請が元請に提出する建退共証紙の請求書類は元請ごとに様式が異なっているため、各社に合わせた個別の書類を作成しなければならなかつた。

## 建退共証紙請求事務の効率化

「就労実績報告書作成ツール」(以下「ツール」)を用いて、証紙請求書類を一本化できる。CCUSに蓄積された就業履歴情報を活用して、請求書類をより簡便に作成。

### 就労実績報告書作成ツール

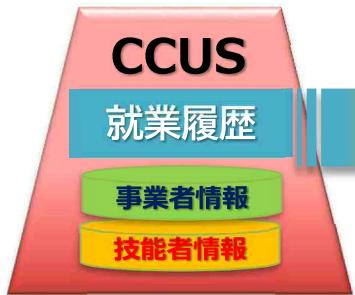
(独)労働者退職金共済機構が開発した、就労実績報告書を統一した様式で作成できる簡易システム。

[https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/pdf/syurou\\_sousa.pdf](https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/seido/pdf/syurou_sousa.pdf)

## CCUSを活用した利用イメージ

### 下請事業者の作業

①CCUSに蓄積された就業履歴情報を「ツール」で読み込み



②元請に提出する請求書類が作成可能  
(作成データもメール等で提出可能)

被共済者就労状況報告書  
(日別報告様式)

建退共事務受託様式第5号

### 元請事業者の作業

③下請が作成した請求データを「ツール」で読み込み

#### 建退共事務受託様式第5号

④建退共本部に提出する就労実績報告書を作成

被共済者就労状況報告書  
(月別報告様式)

建退共事務受託様式第4号

# 建設キャリアアップシステムの利用状況(2022年11月末)



## 技能者の登録数

**104.8万人が登録**

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人

## 事業者の登録数

**20.1万社が登録**

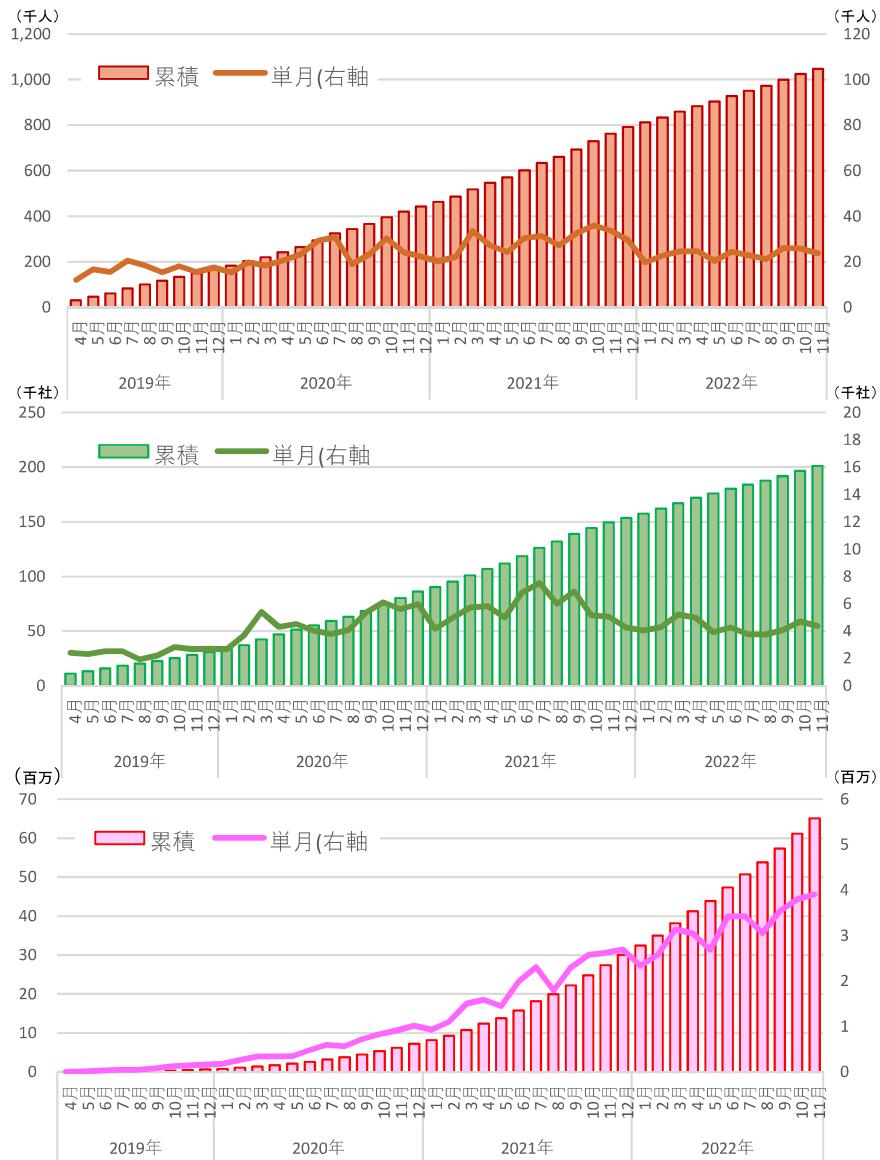
※うち一人親方は6.4万社

## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

※11月は過去最高となる391万履歴を蓄積

出所:建設業振興基金データより国土交通省



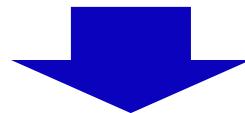
改正前

最終変更:令和元年10月18日閣議決定

## 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

### 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。



改正後

令和4年5月20日閣議決定

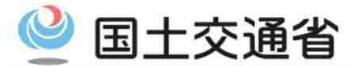
## 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

### 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(6) (…中略…) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。

地公体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和4年6月1日付)で対応を要請

# 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況



- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた32都府県で実施予定（他に4協会が検討中）
  - 都道府県発注工事は、36道府県が企業評価の導入等を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明
- ※モデル工事の工事評定での加点(20道府県)、総合評価における加点(18府県)、カードリーダ等費用補助(13県)など

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道		●★	滋賀県	●	○
青森県		△	京都府	●	●○
岩手県		●★	大阪府	●	○
宮城県	●	●○★	兵庫県	●	○○
秋田県	●	○○	奈良県	●	△
山形県		△	和歌山県	●	○
福島県	●	●○	鳥取県		★
茨城県		●	島根県	●	○
栃木県	●	●○	岡山県	●	●
群馬県	●	●○○★	広島県	●	●○
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県		△	徳島県	●	○
東京都	●	△	香川県	○	○★
神奈川県		△	愛媛県	●	●★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県	●	○	佐賀県	○	★
福井県	●	●○	長崎県	●	○
山梨県	●	○	熊本県	●	●★
長野県	●	○○	大分県	●	△
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●○○★
静岡県	●	●○○	鹿児島県	●	●○
愛知県	●	△	沖縄県	●	●
三重県	○	★			

(令和4年12月21日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤枠は令和4年4月以降に表明されたもの  
※カードリーダ等の費用は発注者が負担

国土交通省調べ 等

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事評定での加点
- 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダ等費用補助
- △ 検討中

※赤文字は令和4年4月以降に導入を表明されたもの

## 都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

### 【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

### 【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

### 【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

### 【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)  
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

### 【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

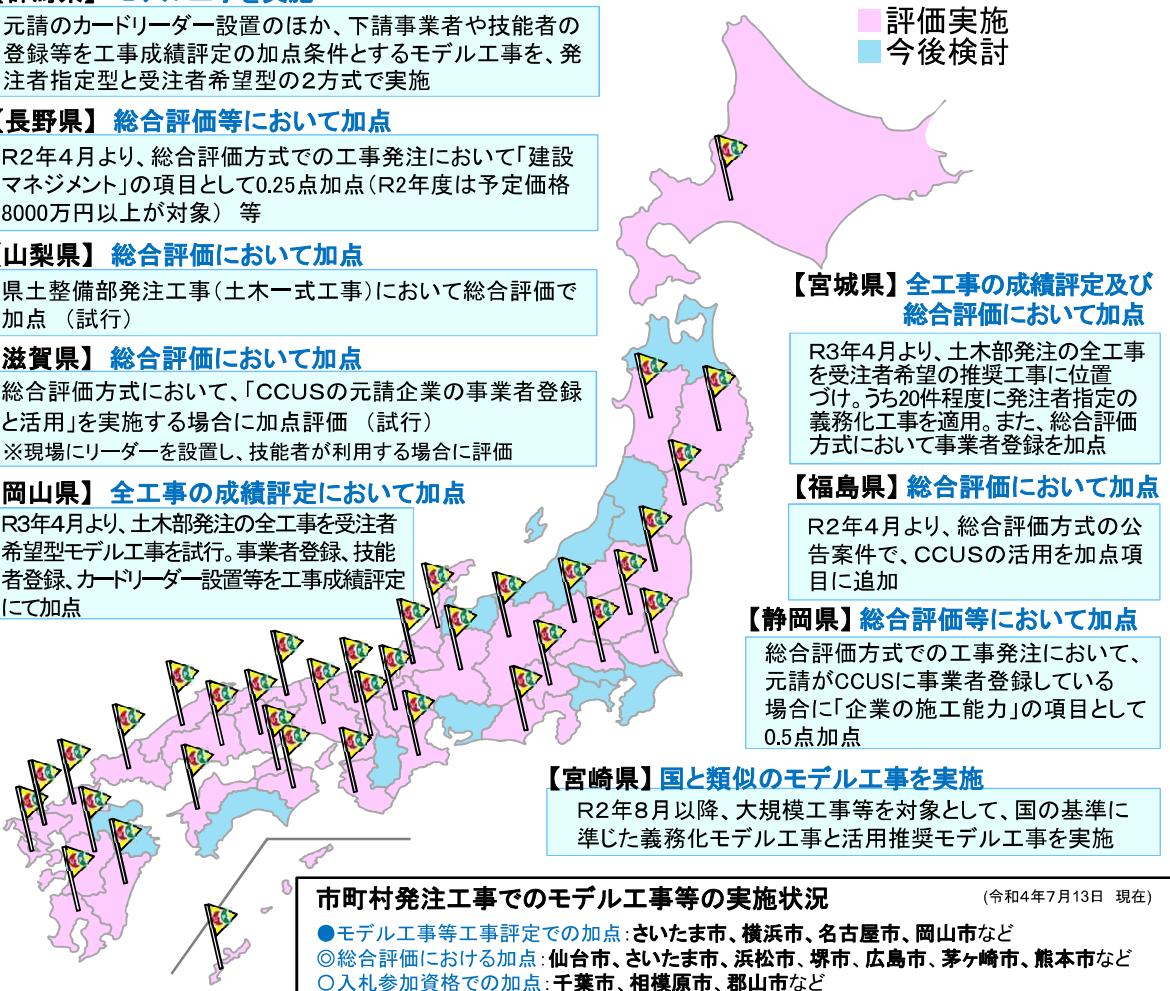
### 【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

(令和4年7月13日 現在)

### 市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

●モデル工事等工事評定での加点:さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市など  
○総合評価における加点:仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など  
○入札参加資格での加点:千葉市、相模原市、郡山市など



# 都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況



- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた32都府県で実施予定（他に4協会が検討中）
- 都道府県発注工事：36団体が企業評価の導入等を表明
- 指定都市発注工事：14団体で企業評価の導入等を表明

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄 Cランク 工事	都道府県発注工事における			
		工事評定で の加点	総合評価に おける加点	入札参加資 格での加点	カードリーダ 等費用補助
北海道		●			●
青森県					
岩手県		●			●
宮城県	●	●	●		●
秋田県	●		●	●	
山形県					
福島県	●	●	●		
茨城県		●			
栃木県	●	●	●		
群馬県	●	●	●	●	●
埼玉県	●	●		○	●
千葉県					
東京都	●				
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県	●			●	
福井県	●	●		●	
山梨県	●		●		
長野県	●		●	●	
岐阜県	●	●			●
静岡県	●	●	●	●	
愛知県	●				
三重県	○				●

都道府県名	国直轄 Cランク 工事	都道府県発注工事における			
		工事評定で の加点	総合評価に おける加点	入札参加資 格での加点	カードリーダ 等費用補助
滋賀県	●		●		
京都府	●	●	●		
大阪府	●		●		
兵庫県	●		●	●	
奈良県	●				
和歌山県	●			●	
鳥取県					●
島根県	●		●		
岡山県	●	●			
広島県	●	●	●		
山口県	●	●			
徳島県	●			●	
香川県	○		●		●
愛媛県	●	●			●
高知県	○				
福岡県				●	
佐賀県	○				●
長崎県	●		●		
熊本県	●	●			●
大分県	●				
宮崎県	●	●	●	●	●
鹿児島県	●	●	●		
沖縄県	●	●			

(令和4年12月21日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>

- 導入済
- 導入予定

令和4年4月以降実施